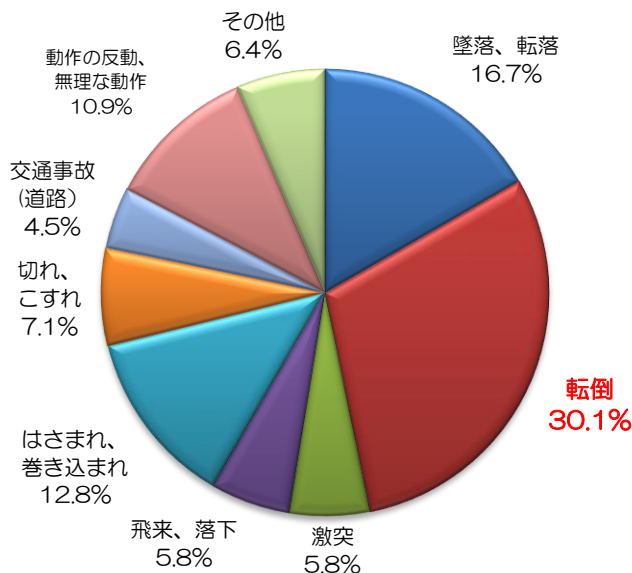




令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年 (確定値)	令和2年8月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		290(0)	156(0)	+7	4.7%
製造業		75	40	+6	17.6%
建設業		37	34	+12	54.5%
土木工事業		13	4	-6	-60.0%
建築工事業		18	21	+11	110.0%
その他建設業		6	9	+7	350.0%
陸上貨物運送事業		40	18	-3	-14.3%
林業		2	3	+2	200.0%
小売業		38	12	-5	-29.4%
社会福祉施設		30	16	-2	-11.1%

【災害の傾向（事故の型別）】



令和2年度(第71回)全国労働衛生週間の実施について

期 間:令和2年10月1日(木)～7日(水)
【準備期間:令和2年9月1日(火)～30日(水)】

【スローガン】

みなおして 職場の環境 からだの健康

労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ時期に実施しており、今年で71回目を迎えます。

各事業場においては、労働衛生週間準備期間及び本週間期間中において、事業場内の労働衛生管理水準向上のため、下記実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、事業場内の労働衛生意識高揚に努めましょう。

事業場における実施事項(抜粋)

準備期間における取組事項

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ③ 労働災害予防の観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- ④ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策に関する事項

本週間における取組事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガンの等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい、酸素欠乏症等による事故など緊急時の災害を想定した実地訓練等
- ⑤ 労働衛生に関する講習会等の開催、標語の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等



※詳しくは・・・

労働衛生週間

検索

NEXT → 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **825** 円
令和2年10月1日から！

（9月30日までは時間額824円）



最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※詳しくは、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は当署監督課に確認してください。

9月は「職場の健康診断強化月間」です

- ◆ 今年の健康診断（定期健診・特殊健診）はお済ですか？
- ◆ 今後実施予定の事業場においては、健康診断実施計画を作成し、計画的に健康診断を実地するよう努めてください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため健康診断を延期していた事業場においては、10月末までに健康診断を実施してください。
- ◆ 既に実施済みの事業場においては、**※所見を有する労働者について、医師の意見聴取を確実に実施し必要な措置を講じるようお願いいたします。注：法令違反の指摘が多いです！**
※産業医の選任義務のない小規模事業場においては、地域産業保健センターをご活用ください。
（大崎医師会内 TEL:0229-22-1573）
- ◆ 一般定期健康診断の結果、**次の4つの項目**すべてについて所見のある労働者については、労災保険の二次健康診断制度を利用することができます。
①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査またはBMIの測定
※検査項目の一部が「異常なし」と診断された場合であっても、産業医等が長時間労など就労環境を総合的に勘案し、必要と認めたときには、二次健康診断等給付を受けることができます。
※本制度を利用したことに伴う、ペナルティー（保険料の値上げ等）はございません。

安全衛生関係法令改正のお知らせ！

令和2年10月以降、安全衛生関係法令が順次改正され、規制が強化される予定となっています。詳細については次号以降で順次お伝えいたしますが、該当する作業がある場合は、厚生労働省のホームページ等を確認し、ご対応をお願いします。

石綿障害予防規則

【概要】

建築物等の解体・修繕・改修工事の際の、事前調査、監督署への届出、除去工事に対する規制、写真等による作業実施状況の記録と保存 など

令和2年10月から令和5年10月にかけて順次施行されます。

特定化学物質障害予防規則

※詳しくは・・・

石綿則 法改正

検索

【概要】

金属アーク溶接作業について「溶接ヒューム」が特定化学物質障害予防規則の適用となり、換気装置の設置、保護具の着用、作業主任者の選任、健康診断の実施等が必要になります。

令和3年4月から令和4年4月にかけて順次施行されます。

※詳しくは・・・

溶接ヒューム 法改正

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112